

2019年12月2日

キャッシュレス・ポイント還元事業に関する 直近の状況について公表しました

キャッシュレス・ポイント還元事業における登録加盟店数は、12月1日現在、約86万店であり、12月11日には約90万店になる見込みです。10月下旬に約30万店あった登録待ち店舗は概ね解消されましたが、より多くの店舗の皆様は、できるだけ早く本事業に参加いただけるよう、引き続き、審査の迅速化に取り組めます。

1. キャッシュレス・ポイント還元事業の概要

キャッシュレス・ポイント還元事業は、2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の9か月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援するものです。

2. 加盟店の登録状況

本事業の登録加盟店数は、12月1日現在で約86万店、12月11日には約90万店になる見込みです(現時点の登録申請数は約95万店)。

10月下旬には約30万店あった登録待ち店舗は、概ね解消されましたが、個々の事情により時間がかかっている事案もございます。引き続き、より多くの店舗の皆様が、できるだけ早く本事業に参加いただけるよう、決済事業者と連携しながら、円滑な登録手続きに努めてまいります。

なお、登録手続きのスケジュールは以下のサイトで公開しています(年末年始における加盟店の登録手続きに関するスケジュールは、変則的になりますので、御留意ください。)

https://cashless.go.jp/assets/doc/kameiten_shinsa_schedule.pdf

また、12月1日時点の登録加盟店数(都道府県別・市区町村別)に加え、事業所名、業種(カテゴリー)、還元率を記載した登録加盟店一覧(都道府県別)を、本日、公表します。詳細につきましては、以下のサイトを御確認ください。

<https://cashless.go.jp/consumer/index.html>

3. 消費者向け情報提供

キャッシュレス決済に馴染みのない方に向けて、キャッシュレス決済の使い方やポイント還元事業に関する説明を行い、個別の質問等も受け付ける「キャッシュレス使い方講座」を、全国各地で開催されるイベント等と連携して、順次開催しています。本日、消費者向けホームページに、「キャッシュレス使い方講座」に関するページを追加します。詳細は、以下のサイトを御確認ください。

<https://cashless.go.jp/consumer/>

4. 問合せ窓口

本事業に関する問合せは、以下の専用窓口で受け付けています。受付時間は、平日の10時00分～18時00分ですので、お気軽にお問い合わせください。

※消費者向け窓口、中小・小規模事業者向け窓口は、12月末まで土日祝日の10時00分～18時00分にも受け付けていますので、ぜひ、御活用ください(個別店舗のお問合せについては、平日に受け付けます。)

※年末年始(2019年12月27日(金)17時00分から2020年1月6日(月)10時00分まで)は、問い合わせ窓口を休止いたしますので、予め御留意ください。

消費者向け窓口：
電話：0120-010975

中小・小規模事業者向け窓口：
電話：0570-000655

決済事業者向け窓口：
電話：0570-012141

メディア向け窓口：
電話：042-204-1160

(本発表資料のお問合せ先)

商務・サービスグループ キャッシュレス推進室長 津脇

担当者：飯野、山脇、坂本、中村

電話：03-3501-1511(内線 4120)

03-3501-1252(直通)

03-3501-1293(FAX)